

# 福祉分野に農作業を

～支援制度などのご案内～



# はじめに

近年、福祉分野と農業分野が連携した「農福連携」の取組が各地で盛んになっており、政府が定めた「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月 閣議決定)では、障害者等が、希望や能力、障害の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備するため、農福連携の推進が盛り込まれています。また、「障害者基本計画(第4次)」(平成30年3月 閣議決定)や「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月 閣議決定)でも農福連携による障害者等の農業分野における就農・就労の促進が位置づけられており、取組が進められています。

また、我が国は超高齢化社会を迎えつつあり、農業は、元気な高齢者の活躍の場としてはもちろんのこと、認知症など介護を要する高齢者の生きがい等の場としてのニーズも高まっています。「高齢社会対策大綱」(平成30年2月 閣議決定)では、活力ある農山漁村の再生のため、高齢者の活躍や生活の場としての整備が位置づけられており、取組が進められています。

こうした、農福連携の取組は、地域における障害者や生活困窮者の就労訓練や雇用、高齢者の生きがい等の場となるだけでなく、労働力不足や過疎化といった問題を抱える農業・農村にとっても、働き手の確保や地域農業の維持、更には地域活性化にもつながることから、より一層の推進が求められています。

本パンフレットでは、障害者や生活困窮者の農業分野での就労や、高齢者の健康・生きがいづくりへの農業の活用等を考えている方々を対象に、厚生労働省、農林水産省で活用可能な支援策等を取りまとめました。

皆様それぞれの状況に応じてご活用いただければ幸いです。

平成30年9月

## はじめに

目次	-----	1
農福連携をめぐる情勢	-----	2

## 農地の利用

Q1 農地を利用する方法は？	-----	7
Q2 農地の利用に関する相談は？	-----	9
Q3 農作業の指導を受けるには？	-----	10
Q4 農園整備等に関する支援策は？	-----	11

## 障害者の福祉／雇用

Q5 施設外就労(農作業受託)を始めるには？	-----	13
Q6 施設外就労(農作業受託)に関する支援策は？	-----	15
Q7 農業を活用した障害者福祉サービスを提供する場合 に活用できる支援策は？	-----	16
Q8 障害者の雇用に関する相談先は？	-----	21
Q9 障害者の受入れの参考マニュアルは？	-----	22
Q10 障害者の雇用に関する支援策は？	-----	23

## 高齢者の福祉

Q11 高齢者が農業に取り組む際の支援は？	-----	25
-----------------------	-------	----

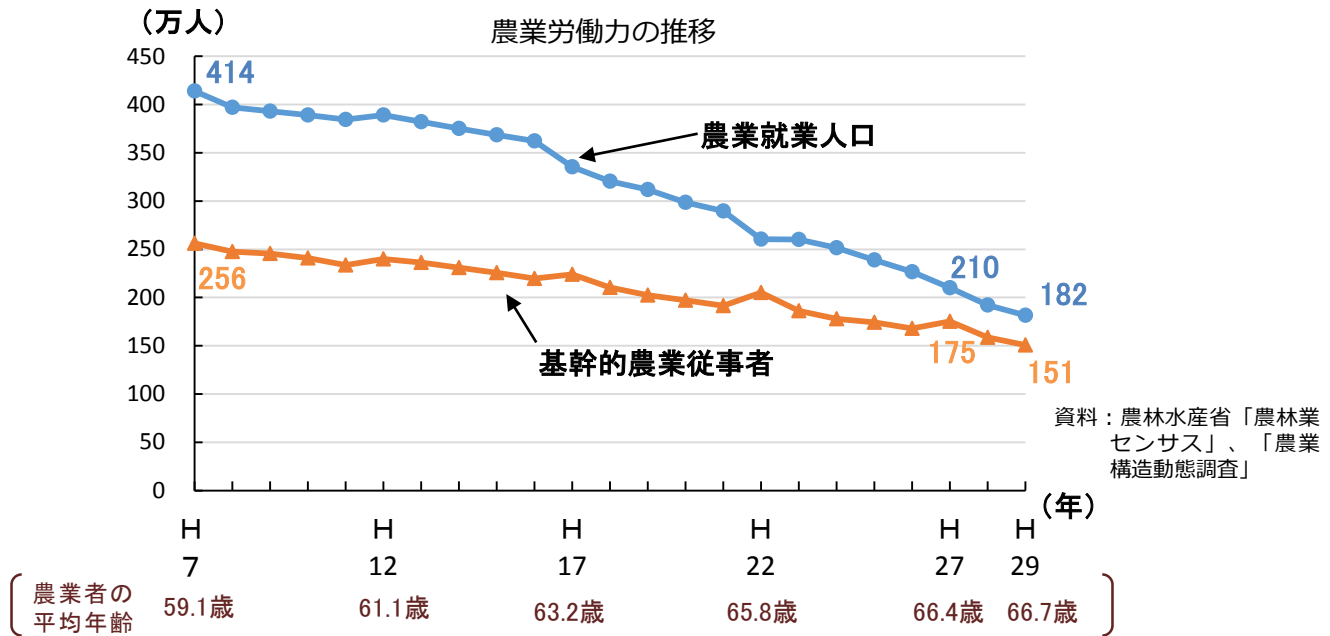
## 生活困窮者等の自立支援

Q12 生活困窮者等の自立支援と農業分野との連携は？	-----	27
----------------------------	-------	----

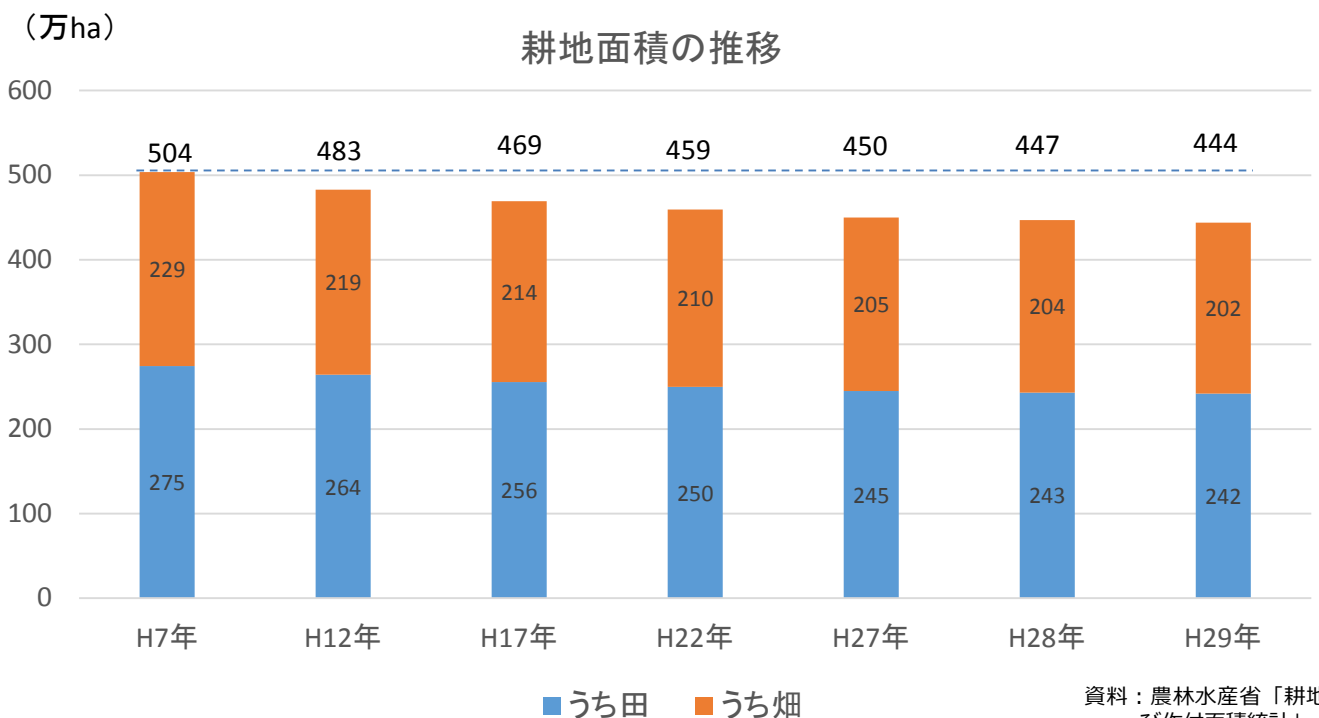
問い合わせ先一覧	-----	31
----------	-------	----

- 農業者は高齢化。農業者や耕地面積の減少が課題。

○ 農業者の平均年齢は67歳。農業者の減少は止まらず。



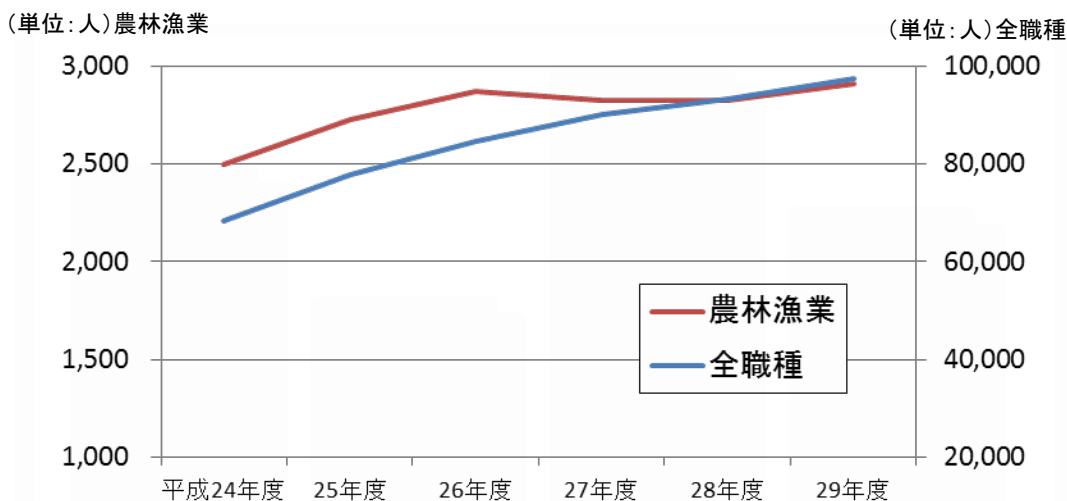
○ 耕地面積も年々減少。





- ・ 農林漁業への障害者の雇用は増加。

○ハローワークを通じた農林漁業の職業への障害者の就職件数は2,907件（平成29年度）で5年前の1.2倍。平成29年度は、前年より微増。近年は全職種の3%程度で推移。



出典：厚生労働省「ハローワークにおける障害者の職業紹介状況」

## 事例紹介 6次産業化で安定した収益と高い賃金を実現 （株式会社 九神ファームめむろ）（北海道芽室町）



ほ場での野菜生産



ジャガイモの一次加工



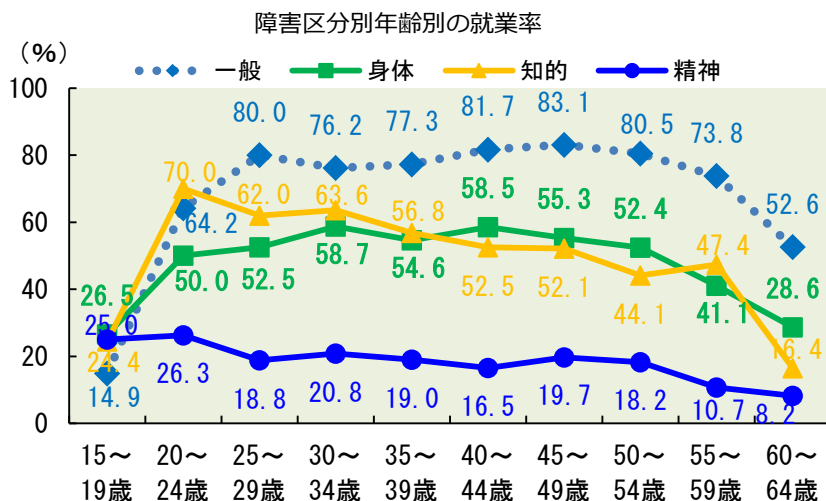
地産地消のコミュニティレストラン

- 農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金は、約10万8千円で、就労継続支援A型事業所の全国平均月額賃金、約6万8千円を大きく上回っている。



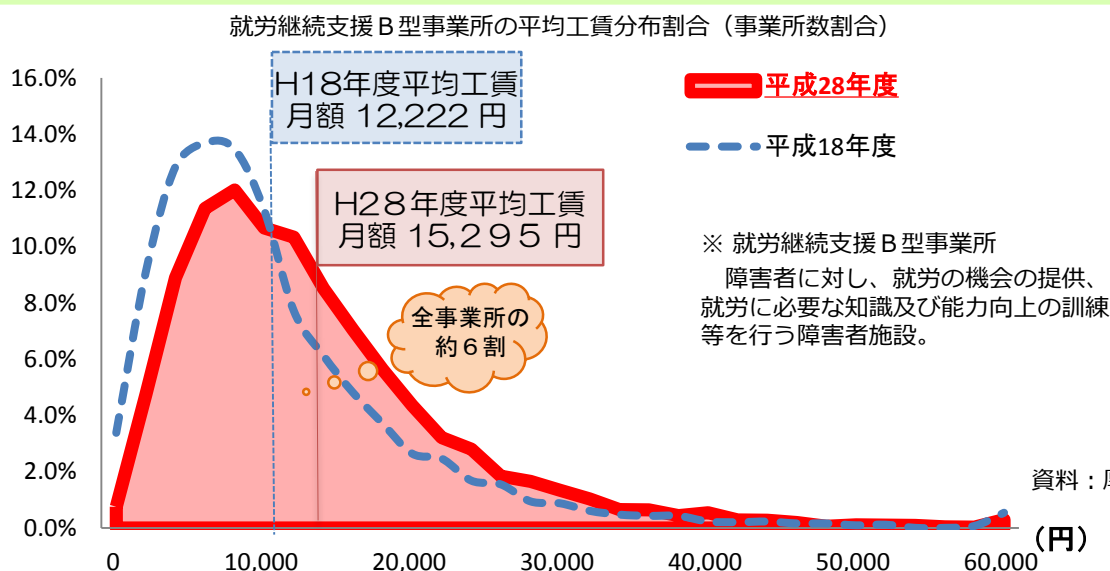
- ・ 障害者は、一般より就業率が低い。
- ・ 就労継続支援B型事業所での賃金(工賃)も少ない。

○ 障害者の就業率は、ほぼ全ての年齢層で一般よりも低い。



資料：厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」(平成18年7月1日現在)  
：総務省「労働力調査年報」(平成18年)

○ 就労継続支援B型事業所での平均工賃月額を上昇しているが、依然低い。また、平均以下の事業所が全体の約6割弱と高い割合。



双方の課題を解決しながら、双方に利益があるWin-Winの取組・・・、それが「農」と福祉の連携です。

[政府インターネットテレビ]

徳光・木佐の知りたいニッポン！

～ 障害者が農業を元気に はじめよう 農福連携

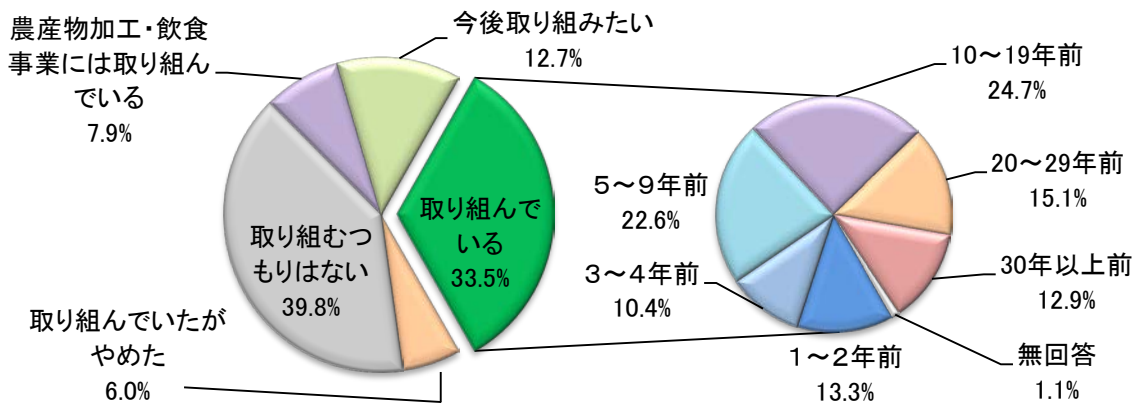
<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg13045.html>





・ 近年、障害者は農業における貴重な担い手として期待。

○障害者就労支援事業所のうち、33.5%が農業活動に取り組む。  
また、そのうち23.7%が過去4年以内に農業活動への取組を開始。



出典：「農と福祉の連携についての調査研究報告」(特定非営利活動法人日本セルフセンター)  
注：障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査(平成25年度実施 回収数：832)

## 事例紹介 自然栽培による農業を通じた障害者就労支援 ( 社会福祉法人 ころん(福島県泉崎村) )



「ころんファーム」(野菜等生産) 「ここたまファーム」(鶏卵生産) 「ころん工房」(加工品生産) 「ころんや」(直売・カフェ)

○地域内で高齢化により経営継続を断念された鶏舎を2010年に引き継ぎ、2011年にNPOから社会福祉法人化し農業参入。

○地域内の農家と連携し、有機農業を行うとともに、自社及び地域内の農家で生産された農・畜産物(卵)を活用した菓子製造、地域特産物の地元企業との共同開発、直売・カフェでの販売等、6次産業化を進め8,500万円(平成27年度)の売上。東日本大震災からの地域農業復興の核となる。

○農産物直売所での販売による地産地消の推進、地元の高齢者等の買物支援等により、農村社会の維持・発展にも貢献。

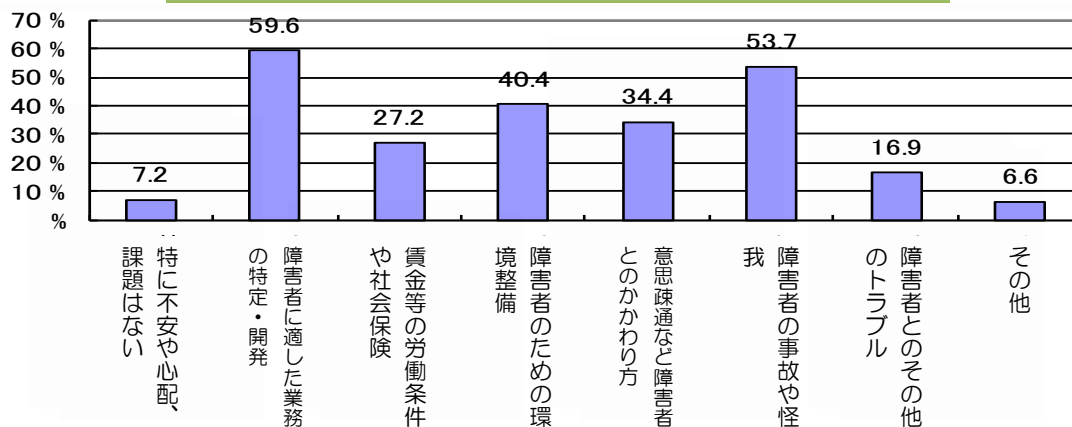
農業分野における障害者の雇用

民間企業で働く全国の障害者の割合(実雇用率)は、1.97%(平成29年6月1日現在)です。このうち、農林漁業は2.04%と全体平均を上回るとともに、ハローワークを通じた農林漁業の職業への就職件数も、5年前と比較すると1.17倍に伸びています(3ページ)。

その一方で、農業法人を対象としたアンケート調査の結果によれば、障害者の雇用に対し、「障害者に適した業務の特定や開発」、「障害者の事故や怪我」、「障害者のための環境整備等」の不安や心配も見られます。

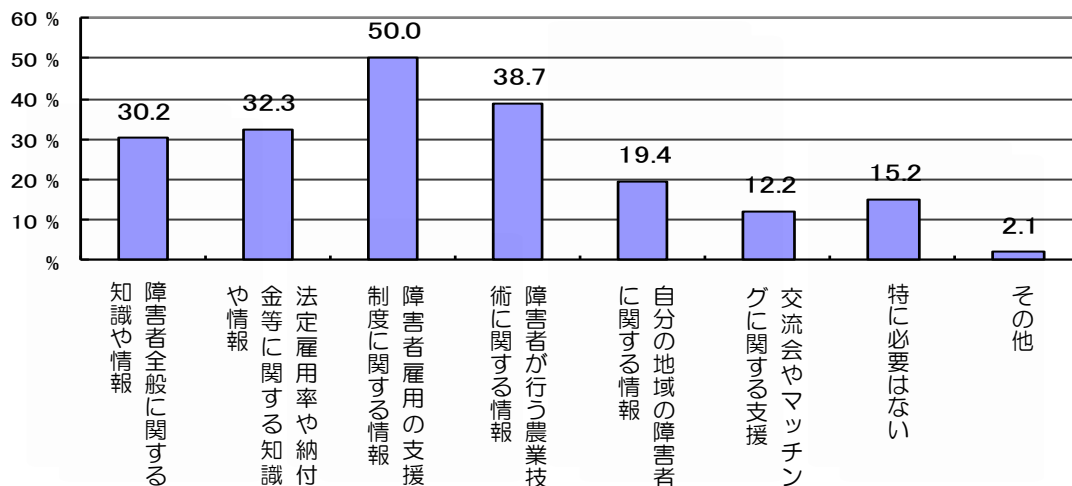
また、障害者の雇用に関して欲しい情報や支援としては、「障害者雇用の支援制度に関する情報」「障害者が行う農業技術に関する情報」等が挙げられています。

障害者を雇用する際の不安や心配



資料:農業法人等における障害者雇用に関するアンケート結果  
 ((独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所調べ平成21年3月現在。回答456法人)

障害者雇用に関しての欲しい情報や支援



資料:農業法人等における障害者雇用に関するアンケート結果  
 ((独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所調べ平成21年3月現在。回答456法人)



## 農地の利用

Q

1

社会福祉法人等が農地を利用したい場合、どのようにすればよいでしょうか。

A

法人が農地を利用するには、  
①農地を借り入れる(又は購入する)、②体験農園を利用する  
という2つの方法があります。

### ①農地を借り入れる(又は購入する)

○ 法人がその事業の用に供するため農地を借り入れる場合、次のような要件を満たす必要があります。

- ① 農地の全てを効率的に利用すること
- ② 一定の面積を経営すること
- ③ 農地を適正に利用していない場合には賃貸借の解除をする旨の契約が締結されていること
- ④ 役員等が1人以上農業に常時従事すること
- ⑤ 周辺の農地利用に支障がないこと

※農業関係者が総議決権の過半を占めること等の要件を満たす場合には、農地所有適格法人として農地を購入することも可能です。

○ また、社会福祉法人その他営利を目的としない社会福祉事業を行う法人が農地を社会福祉事業のために利用する場合には、上記⑤の要件を満たせば、農地を借り入れ、又は購入することができます。

○ 農地を借り入れ、又は購入する場合には、市町村の農業委員会の許可を受ける必要がありますので、まずは農地が所在する市町村の農業委員会や農業担当係にお問い合わせください。

※農業委員会とは、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会であり、各市町村に設置されております。

## ②体験農園を利用する

- 体験農園※の開設者に利用料を支払って農作業をする形態です。障害者施設や介護施設の入所者が気軽に農作業にチャレンジするのに適しています。
- 利用料金や農作物の扱い、サービスについては、それぞれの農園によって異なりますので、利用を検討している農園にお問い合わせください。



※体験農園とは、利用者が開設者に決められた利用料金を支払って、決められたルールに従って農作業を体験する農園のことで、ふれあい農園、レジャー農園、観光農園などとも呼ばれています。



問い合わせ先 市町村、農業委員会、利用を考えている農園

## 農地の利用

Q

2

福祉目的で利用可能な農地はどのようにすれば  
見つけられますか。

### 農地情報の入手について

A

1

インターネット上の「全国農地ナビ」をご活用ください。どなたでも無料で農地情報を見ることが可能です。

全国農地ナビ(全国農業会議所)

<https://www.alis-ac.jp/>

### 農地の借入れや購入について

A

2

農地の借入れや購入をお考えの場合、農業委員会の許可が必要となりますので、農地がある市町村の農業委員会や農業担当係にご相談ください。

### 体験農園などの利用について

A

3

体験農園などの利用をお考えの場合、既に開設されている農園の情報などについて、お住まいの市町村の農業担当係にご相談ください。

農林水産省「市民農園を利用するには」

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin\\_noen/riyou.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/nougyou/simin_noen/riyou.html)

問い合わせ先 市町村、農業委員会

## 農地の利用

Q

3

農作業の指導をお願いしたいのですが、誰に頼めばよいですか。

A

近隣の農業経験者に依頼するか、都道府県の普及指導センターや市町村の農業担当係にお尋ねください。

農地の所有者や農業に関する知識・技術・経験が豊富な農村高齢者など、近隣の農業経験者に依頼するか、市町村の農業担当部局や、農業の専門技術者が配属されている都道府県の普及指導センターにお尋ねください。

なお、体験農園などを利用する場合は、開設者自らが利用者に対して講習会を開催したり、農作業の指導に当たることが一般的です。

相談に際しては、事前に以下のようなことを整理しておくといでしょう。

(例)

- ・どの程度農作業を行うのか？(年に数回だけ、週に数日など)
- ・どのような方を対象とした指導なのか？(障害の種類や人数など)
- ・どこで農作業を実施するのか？(体験農園や福祉施設)
- ・日常の管理はどこまで行うことが可能か？

都道府県の普及指導センターについては、以下の全国農業改良普及支援協会のホームページをご覧ください。

### 都道府県別 普及指導センター

<http://www.jadea.org/link/center.html>

(参考情報)

農作業中の熱中症予防や農作業事故の防止など、安全対策について、注意すべきことを以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農林水産省「農作業安全対策」

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

問い合わせ先 都道府県、市町村等

## 農園の整備

Q

4





福祉目的の農園整備や、農林漁業等の体験施設の整備に必要な支援策はありますか。

A

1

障害者の就労・雇用、高齢者の生きがいづくりや介護予防等の目的で農園の整備などに要する経費を支援できます。

障害者の就労・雇用等を目的とした福祉農園の開設整備に加え、トイレ、資材置き場等の付帯施設や加工・販売施設の整備も補助対象となります。また、農業・加工技術等の習得に必要な専門家による研修やマニュアル作成等の取組も支援します。

対策名	内容	補助率	実施主体
農山漁村振興交付金 農山漁村交流対策 農福連携対策  (ハード) ○農福連携整備事業 ・福祉農園等整備事業  (ソフト) ○農福連携支援事業 ・福祉農園等支援事業	(ハード) ・障害者等の雇用及び就労を目的とする農園、高齢者の生きがい農園等の福祉農園又はそれらの付帯施設(休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等)の整備 ・福祉農園で生産する農産物の加工又は販売を行う施設の整備  (ソフト) ・福祉農園での農産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等の習得を行うための研修、視察等並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成	1/2等           定額	社会福祉法人、 特定非営利活動法人、 社団法人、 民間企業等
 <p>農業施設</p>	 <p>洗い場</p>	 <p>トイレ</p>	 <p>資材置場</p>

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

農山漁村振興交付金  
(農福連携対策)

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko\\_kouhukin.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html)

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

A

2

農林漁業体験施設や高齢者等の地域住民の活動促進に必要な施設等の整備を支援することができます。

対策名	内容	補助率	実施主体
農山漁村振興交付金 ・農山漁村活性化整備対策（ハード）	市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援	1/2等	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
			
<p>(廃校を活用した交流拠点)</p>		<p>(高齢者による料理教室)</p>	

問い合わせ先 農林水産省 農村振興局 地域整備課

## 障害者の福祉

Q  
5

農作業に取り組むにあたって、農地を借り受けたり、購入することに不安を感じるのですが、他に方法はないでしょうか。

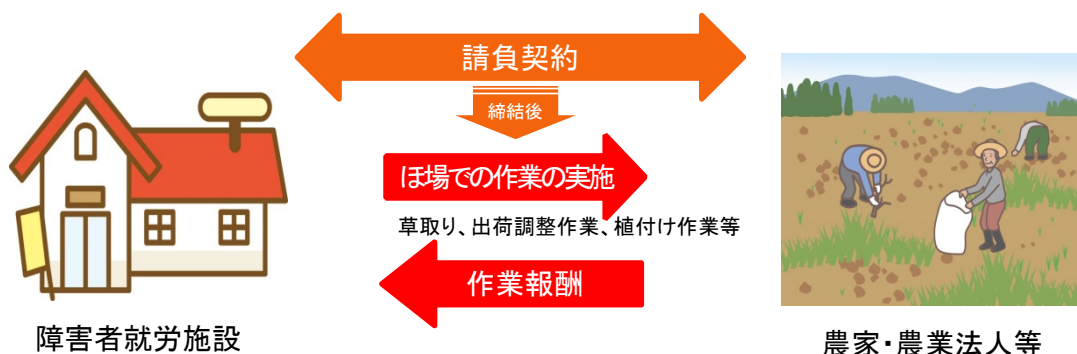
A

障害者就労施設が農作業を農業者から受託する、「施設外就労」という方法であれば、比較的容易に農作業に取り組むことができます。

施設外就労とは、障害者就労施設が農業者と請負作業に関する契約を締結し、農作業の一部を受託するものです。請負契約に基づく報酬を、農業者が障害者就労施設に支払うことになります。

障害者に支援スタッフが同行して、請け負った作業を独立して行うことから、障害者への作業指示等は支援スタッフが行うこととなりますので、事前に支援スタッフに作業内容を理解してもらう必要があります。

なお、農業者が所有する機械類を作業に使用する場合には、使用貸借契約の締結も必要となります。



施設外就労を始めるには、地域の障害者就労施設と農家・農業法人等が直接調整する方法のほか、農家・農業法人等が市町村の障害福祉担当者に障害者就労施設を紹介してもらう方法、地域の共同受注窓口と「どのようなことを依頼できるのか?」、「どのような準備が必要なのか?」などを相談しながら進める方法などがあります。

※共同受注窓口とは、複数の障害者就労施設等が共同して受注等に取り組み、受注業務のあっせんまたは仲介等を行う組織です。地域の共同受注窓口については、都道府県や特定非営利法人日本セルフセンターにお問い合わせください。

農業分野における施設外就労によって、

○受託作業の減少、自主製品の販売不振、収益の減少、作業賃金の低下、単調な室内作業に陥りがち、といった障害者就労施設の課題

○高齢化による労働力不足といった農家・農業法人等の課題

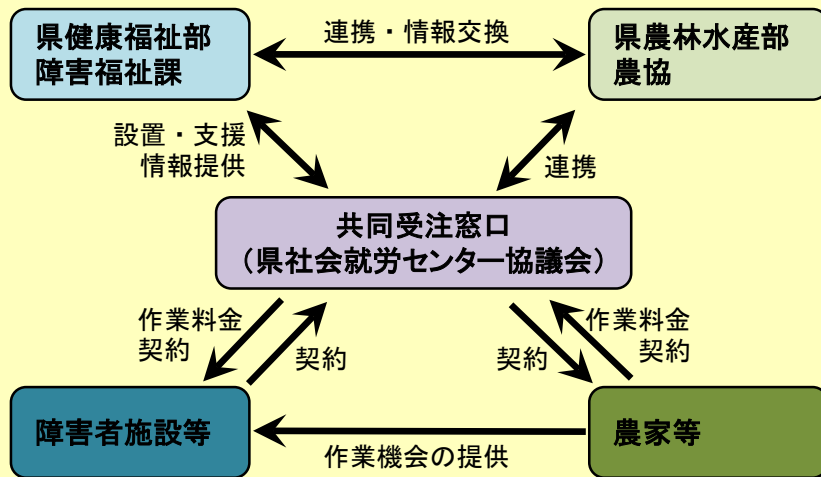
の双方を改善することが可能です。

自治体や共同受注窓口と協力しながら地域で施設外就労を進めた事例を以下に紹介します。

### ■香川県の事例

○県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農林水産部やJAと連携して、農家での施設外就労を推奨。

○県社会就労センター協議会が窓口となり、農家と障害者就労施設等をマッチング。

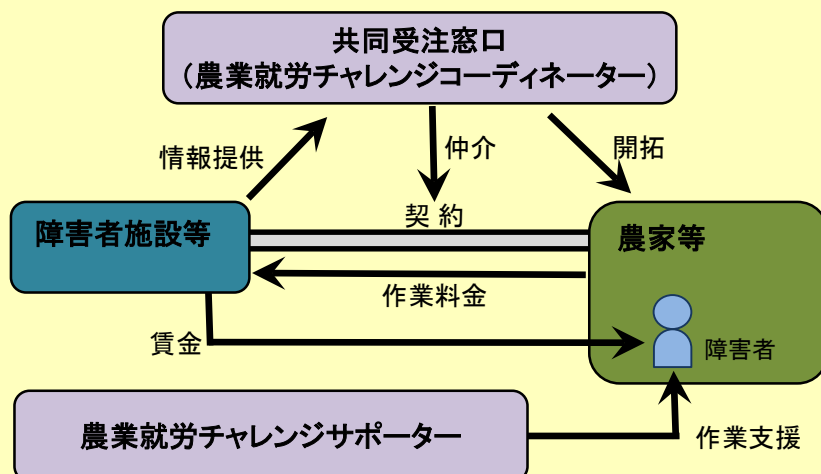


にんにくやタマネギの収穫

### ■長野県の事例

○県事業により、登録制の農業就労チャレンジコーディネーターが、農家等の開拓、施設との仲介等の活動を実施。

○施設外就労が実現した場合、農業就労チャレンジサポーターを派遣し作業支援。



派遣先で農作業支援を行う 農業就労チャレンジサポーター



## 障害者の福祉

Q

6

地域で障害者に農作業などを請け負っていただく場合の支援策はありますか。

A

障害者が農業経営体で農作業等を行うための環境整備などに要する経費を支援できます。

対策名	内容	補助率	実施主体
農山漁村振興交付金 農山漁村交流対策 農福連携対策	(ハード) ・農業経営体が労働力として障害者を受け入れるための施設(休憩所、作業場、更衣室、衛生設備、安全設備等)の整備	1/2等	市町村を含む地域協議会
(ハード) ○農福連携整備事業 ・受入環境整備事業	(ソフト) ・障害者の受け入れに当たっての農作業等の支援サポーター育成・派遣	定額	
(ソフト) ○農福連携支援事業 ・農作業等支援サポーター育成・派遣事業 ・就農等支援研修事業	・就農等を希望する障害者に対する農業経営体における研修並びに分業体制の構築、作業手順の図化及びマニュアル作成		

### 農福連携の支援体制を構築している地方公共団体等の事例 【農林水産政策研究所資料】

	実施主体名	開始年度	主な支援内容		
			農作業請負(施設外就労等)のマッチング	障害者の農業経営体での就労支援	福祉分野等からの農業参入支援
I	香川県 NPO法人香川県社会就労センター協議会	2011年度	●		
	鳥取県 鳥取県(農福連携推進プロジェクトチーム)	2010年度	●		
	静岡県・浜松市 NPO法人しずおかユニバーサル園芸ネットワーク	2005年度	●		
	栃木県 栃木県農政部農政課	2013年度	●		
	長野県 NPO法人長野県セルフセンター協議会	2014年度	●		
II	三重県名張市 名張市障害者アグリ雇用推進協議会	2008年度		●	
	兵庫県 障害者農業訓練・就労支援ネットワーク会議	2012年度		●	
III	大阪府 (一財)大阪府みどり公社(農政チーム)	2005年度			●
IV	島根県 (公財)しまね農業振興公社	2012年度	●	●	●
	奈良県 奈良県(農林部・健康福祉部)	2010年度		●	●
	三重県 三重県農林水産部担い手育成課	2012年度		●	●

資料：聞き取り調査および各地方公共団体等資料より作成。

※事例から把握した支援の種類：4通り

I・・・農作業請負のマッチング支援    II・・・障害者の農業経営体等での就労支援  
III・・・福祉分野等からの農業参入支援    IV・・・I～IIIの複合的、段階的な支援

## 障害者の福祉

Q  
7

農業を活用した障害福祉サービスを提供する場合に、活用できる支援策などがありますか。

A

農業の専門家による知識・技術の提供や6次産業化に向けた支援などを受けることができます。  
また、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を支援することができます。

### ○工賃向上計画支援事業（農福連携による障害者の就農促進プロジェクト）

目的：農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃向上及び農業の支え手の拡大等を図るため支援します。

支援内容：就労継続支援A型・B型事業所が、生産活動として農業を行う場合、農業の専門家による農業技術等のノウハウ支援を受けることができます。

負担割合：国10／10

実施主体：都道府県（社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可）

問い合わせ先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

### ○社会福祉施設等施設整備費補助金

目的：障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、障害福祉サービス等の基盤整備を図ります。

支援内容：社会福祉法人やNPO法人等が、障害福祉サービス事業所を立ち上げ、障害者の就労支援を実施しようとする場合、施設整備の経費の一部を支援することができます。

負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4

実施主体：社会福祉法人、社団法人、NPO法人 等

問い合わせ先 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

## ○農山漁村振興交付金(再掲)

Q4 A1(11ページ)で紹介したとおり、農山漁村振興交付金により、障害者の就労・雇用などを目的とした福祉農園の整備等に要する経費の一部が支援可能です。

問い合わせ先 農林水産省 農村振興局都市農村交流課

(参考情報)

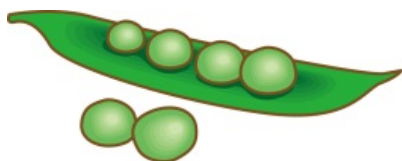
社会福祉法人が農業法人を設立し農業等に取り組むケースもあります。制度や支援策を以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農業法人について

[http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_seido/seido\\_houzin.html](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_houzin.html)

農業経営支援策活用カタログ2018

[http://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_pamph/180529.html](http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html)



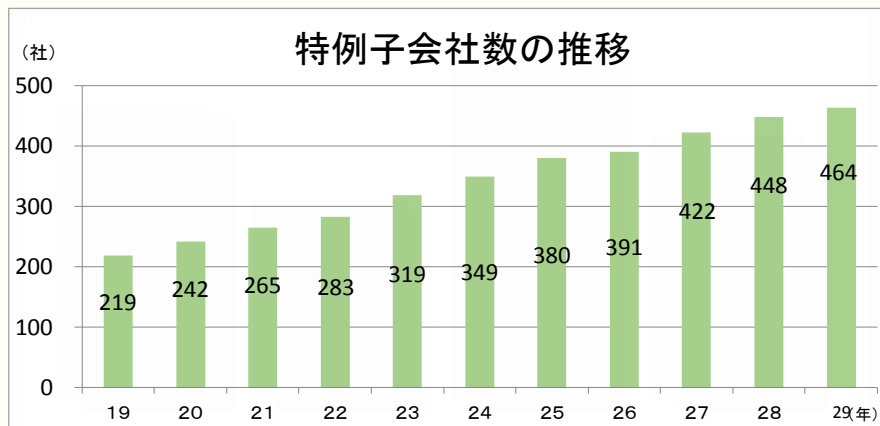
# 特例子会社について

特例子会社とは、企業が障害者の雇用を促進する目的で作る「子会社」のことです。

障害者の雇用の促進等に関する法律により、事業主は、雇用する労働者の2.2%以上の障害者を雇用するよう義務付けられていますが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして雇用率を算定することができます。これを特例子会社制度といいます。

平成29年6月1日現在で464社の特例子会社が設置されており、40社が農業活動を行っていることが確認されています。

特例子会社の設置数は年々増加を続けており、今後も特例子会社は増加するものと予想されています。障害者が行える工業分野の下請け作業が減少する中で、障害の特性に応じた作業が可能である農業分野への進出が期待されます。



## ○特例子会社によるメリット

### (1) 事業主にとってのメリット

- ・障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- ・職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。 など

### (2) 障害者にとってのメリット

- ・特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- ・障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。 など

## 特例子会社について

### 事例紹介 特例子会社による地域農業支援 ( (株)ひなり浜松事業所 (静岡県浜松市) )



トマトの収穫



アスパラ圃場整備



チンゲンサイの収穫

- 特例子会社が自ら農業を行うのではなく、農業に付帯する軽作業を複数の農家から請け負うことで、周年で障害者の働く場所を確保するモデルを確立。
- 障害者3~4人に管理者1人の体制を基本に、農家8戸から農作業(収穫、定植、出荷調整等)を請け負い、24人の障害者を雇用(総従業員33人)。
- 農業技術については、管理者が障害者を指導しながら一緒に作業を行う中で、連携をしている農家から習得。
- 「ひなり」に作業を委託している農家からは、「ひなりの存在により労働力が確保され経営規模の拡大につながった」と評価されており、労働力の確保による地域の農家の経営改善に貢献。

#### (参考情報)

農林水産政策研究所が行った、特例子会社等の農業分野への進出に関する調査研究の概要を以下のホームページにまとめていますので、ご参照ください。

農林水産省「社会福祉法人・特例子会社等の農業分野への進出の現状と課題」

[http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2012/attach/pdf/120703\\_04.pdf](http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seminar/2012/attach/pdf/120703_04.pdf)

## 農業側からのアプローチの例

- ・ 障害者の就労（雇用）に関心はあっても、いきなりは・・・？
- ・ まずは、障害者との触れ合い方などを見学した上で・・・
- ・ お互いを理解し、障害者を支援する機関等とも相談しながら、時間をかけて良好な関係をつくるのが大切です！

### ホップ

#### ○農作業体験や職場実習などの受入れ

- ・ いも掘り、稲刈りなどの農作業体験による交流
- ・ 特別支援学校の実習の受入れ（実習中は、学校の教員等が巡回指導）
- ・ 障害者（求職希望）委託訓練の受け入れ（職業能力開発校に申し込み。障害者職業訓練コーディネーター等と連携） など

### ステップ

#### ○障害者施設との農作業の請負契約（施設外就労）

- ・ 障害者施設と播種、定植、収穫などの農作業の請負契約を結び、障害者が施設職員と一緒に農作業を行っているところを見ながら、障害者との触れ合い方を確認

農業者からは、「来てもらおうと思っても、一年を通じて仕事がない。」  
「忙しい時期や時間が決まっている。」という声を聞きます。  
そのような時は、季節毎に請負契約を結ぶことも有効です。

### ジャンプ

#### ○障害者の雇用

（公的助成制度等を含めて、経営上のメリットも十分に活用）

- ・ 障害の特性や障害者の個性に合わせた作業工程を検討

障害者に頼みたい作業をいくつかの単純作業に分割することで、作業によっては、障害者の方が効率的に行えることもあります。  
また、経験や勘に頼ってきた技術を障害者でも出来るように見直すことで、作業工程が整理され、経営改善に繋がったという事例もあります。

## 障害者の雇用

Q

8

障害者雇用は初めてですが、どこに相談に行けばよいですか。

A

障害者雇用に関するご相談につきましては、まずは最寄りのハローワークへご相談ください。

ハローワークでは、障害者を対象とした求人の申込みを受け付けているほか、障害者に対しては、職業相談・紹介、就職後の定着指導を行っています。

また、障害者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて他の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

## 全国のアローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



なお、(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構のホームページにて、障害者雇用に関先駆的に取り組んでいる事業所の好事例や、障害者雇用に関するノウハウや具体的な雇用事例を業種別・障害別にまとめた「雇用マニュアル」などを紹介しています。

詳しくは以下の(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。

## 障害者雇用事例リファレンスサービス

<http://www.refjeed.or.jp/>

## 各種マニュアル

<http://www.jeed.or.jp/disability/data/#sec02>

## 障害者の雇用

Q  
9

障害者を雇用(受入れ)したい場合に、参考となるマニュアルなどがありますか。

A

「農業分野における障害者就労マニュアル」や「はじめからわかる障害者雇用事業主のためのQ&A集」がありますので、参考にしてください。



### ■ 主な内容

- 就労受入れまでの流れ  
農作業による訓練・研修／試行雇用／特例子会社による障害者雇用
- 受入れ・訓練事例
- 支援方法  
ルールの明示／障害特性の把握と情報の共有／作業工程の分割・組み立て／言葉によらない指示／職場の環境整備／作業器具の工夫

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

### 農業分野における障害者就労マニュアル

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/pdf/2008.pdf>

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課  
(独)農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所



### ■ 主な内容

- 障害者雇用 ○障害者雇用率制度
- 障害者雇用納付金制度 ○障害者の範囲
- 障害者雇用の進め方 ○経営者の理解
- 受入部署の理解 ○社内コンセンサス形成
- 施設・整備の改善 ○障害特性に応じた職場改善
- 募集活動

詳しくは以下の(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。

### はじめからわかる障害者雇用 事業主のためのQ&A集

<http://www.jeed.or.jp/disability/data/handbook/qa.html>

問い合わせ先

厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課  
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構



## 障害者の雇用

Q

10

障害者を雇用した場合に、活用できる支援策などがありますか。

A

1

障害者の雇用を促進するために、障害者が働きやすい職場環境の整備等に対する支援制度などがあります。

### ○障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金

障害者が働きやすい職場環境の整備などを実施した事業主に対して、その費用の一部の助成を行う各種助成金があります。

(主な助成金)

#### ○障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等の設置等※を行った事業主に支給(例:障害者1人につき上限450万円等)

※車いす使用者の動線を考慮し、通常より広い作業面積を有する作業所、聴覚障害者が作業過程を判断できるような色別パトライトを設置した設備等。



上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の(独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構ホームページをご覧ください。

#### 障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の内容

<http://www.jeed.or.jp/disability/subsidy/index.html>

問い合わせ先

(独)高年齢・障害者・求職者雇用支援機構

### ○農山漁村振興交付金(再掲)

Q4 A1~2 (11~12ページ)で紹介したとおり、農山漁村振興交付金により、障害者の就労・雇用などを目的とした農園の整備等に要する経費の一部が支援可能です。

問い合わせ先

農林水産省 農村振興局地域整備課／都市農村交流課

A  
2

また、障害者を雇用した事業主に対する支援や、雇入れ後の障害者の職場定着に関する支援などがあります。

## ○農の雇用事業

農業法人等が、障害者を含む就農希望者を雇用した後の、農業技術等を習得させるための実践的な研修(OJT研修)を行う場合に対して、1名当たり年間最大120万円(最長2年間)を支援しています。

詳しくは以下の農林水産省ホームページをご覧ください。

### 農の雇用事業

[http://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/nouno\\_koyou.html](http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nouno_koyou.html)

問い合わせ先 農林水産省 経営局 就農・女性課

## ○障害者を雇い入れた場合などの各種助成

一 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

ハローワーク等の紹介により障害者等を雇用した事業主に対して助成金を支給します(例:中小企業の場合、最大240万円)。



一 障害者トライアル雇用

障害者を試用雇用として雇用した事業主に対して助成金を支給します。

上記以外にも各種助成金がありますが、助成を受けるには一定の要件を満たす必要があります。詳しくは以下の厚生労働省ホームページをご覧ください。

### 障害者を雇い入れた場合などの助成

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisa/intro-joseikin.html>

問い合わせ先 都道府県労働局／ハローワーク

## ○雇入れ後のジョブコーチ支援

雇入れ後、障害者の職場適応を容易にするため、地域障害者職業センターから職場にジョブコーチを派遣し、助言・支援しています。

問い合わせ先 (独)高齡・障害・求職者雇用支援機構

## 高齢者の福祉／雇用

Q

11

高齢者が農業に取り組む際のその他の支援はありますか。

A

1

また、高齢者が、有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりと同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となるモデル的な活動について、その立ち上げ費用を支援することもできます。

高齢者が生産した農産物を用いて行う配食サービス活動等、高齢者による有償ボランティア活動（見守り、地域のニーズに応じた活動）の立ち上げに以下の事業が活用可能です。

対策名	内容	補助率	実施主体
高齢者生きがい活動促進事業	高齢者の生きがいや健康づくりにもつながり、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる高齢者による有償ボランティアに関するモデル的な活動の立ち上げを支援	1か所あたり 100万円	市町村

問い合わせ先 厚生労働省 老健局 振興課

## 事例紹介 「農」を活用した高齢者の社会参加 (岩手県花巻市)

- 岩手県花巻市の高松第三行政区では、在宅高齢者を支える生活支援サービス等の事業主体が少なく、今後、自助・互助による地域自らの取組が重要になってくるものと認識。一方で、高齢化による離農や、耕作放棄地の増加が懸念されているところであり、こうした状況の中で、「福祉と農業の連携」による地域づくりモデルを計画。
- 高齢者生きがい活動促進事業を花巻市から受託し、
  - ・空き農地を活かし、高齢者等のボランティアが主体となって活動する「高齢者いきいき農園」を創設し、サービスを必要とする高齢者と共に運営するとともに、
  - ・農園で収穫した農産物について、近隣の介護事業所への提供や、農産物を加工した食品を高齢者の配食サービス等へ利用するなどの活動を実施。



## 事例紹介 「農」を活用した高齢者の社会参加 (NPO めくもり福祉会「たんぽぽ」(埼玉県飯能市))



ネギ畑の畝間の小松菜収穫



サツマイモの収穫

- 通所介護施設(NPOめくもり福祉会「たんぽぽ」)では、地域に住む元気な高齢農業者などの技術指導のもと、農作業暦による施設利用者(高齢者)の野菜づくり(畑のプログラム:週2~3回、約90分/回)を通じて、高齢者の社会参加に取り組む。
- この取組は、昔行っていた畑仕事を「また、やりたい」「他の人にも教えたい」「畑仕事で元気を取り戻したい」という施設利用者の声と、地域の人々との交流により「地域との結びつきを築きたい」という施設側の意向によるもの。
- 参加者や施設関係者は、自然の中で体を動かし汗を流すことで、農作業による適度な運動量の増加が、日常生活の機能維持・回復に効果があることを確認。

## 生活困窮者等の自立支援

Q

12

生活困窮者等の自立支援制度と農業分野とはどのような連携がありますか。

A

1

農業分野の事業所が、一般就労や就労訓練事業による支援付き就労、就労体験の場となり、生活困窮者を受け入れていただく等の連携が考えられます。

生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されました。

この法律は、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、就労訓練事業等のきめ細かな就労支援を含む包括的な支援を提供するものです。

障害者の就労で実績のある農業分野においても、生活困窮者に対する就労支援の受け皿となることなどが期待されています。

受入れをご検討されている農業分野の事業所におかれては、制度の実施自治体や実施機関とご相談いただき、官民協働での地域におけるネットワーク体制の構築にご協力ください。

### 認定就労訓練事業の推進について

#### 認定の仕組み

##### 認定主体

(都道府県、政令市、中核市)

認定



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

#### 認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与  
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除  
(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

#### 支援のイメージ

### 就労訓練事業

非雇用型

雇用型

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象外**
- ・ **訓練計画**に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

#### 特徴

- ・ 労働基準関係法令の**適用対象**
- ・ **就労支援プログラム**に基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

連携

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

### 一般就労

- (※)就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。
- ① 訓練計画や就労支援プログラムの策定
  - ② 対象者への必要な相談、指導及び助言
  - ③ 自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
  - ④ 上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

#### 期待される効果

- 対象者の状況に応じた**柔軟かつ多様な働き方**を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通して、**地域における社会資源の開拓(地域づくり)**を実現する。

問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

また、平成28年度から「生活困窮者等の就農訓練事業」を実施しています。

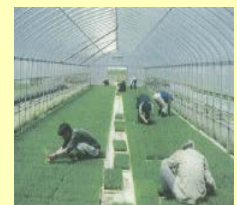
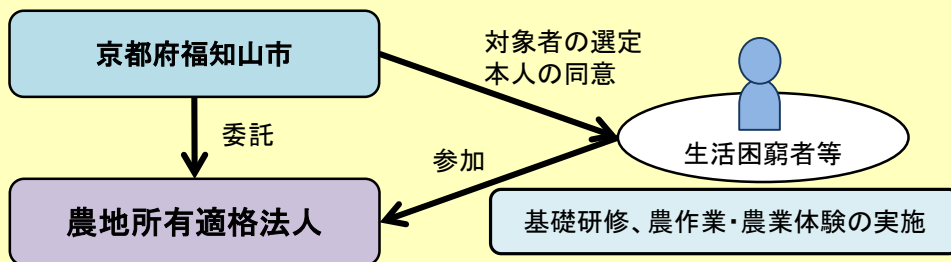
農業分野の事業所におかれては、本事業を実施する地方公共団体と連携して、生活困窮者等を受け入れていただくことなどが考えられます。

生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することは、農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果などにより、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながるといった効果があると考えられます。

こうしたことを踏まえて、平成28年度から「生活困窮者等の就農訓練事業」を実施し、NPO法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通して、社会参加促進や就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）を含めた就労を支援しています。

### ■京都府福知山市の事例

京都府福知山市は、生活困窮者等の社会参加促進と農業訓練を通じた就労を目指し、農地所有適格法人に委託し、地域の荒廃農地を使用して、農作物の知識等の基礎研修や除草、育苗、収穫、ハウス修繕等の農作業、農業体験を行い、就労意欲の喚起やコミュニケーション能力の形成のための支援を実施しています。



【就農訓練の様子】

自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加促進  
(大阪府豊中市・高知県土佐町)

コラム

地方においては人口減少・基幹産業の人材不足、都市圏においては就労・社会参加ニーズの充足の場の不足とそれぞれに課題があるため、単独自治体でこれら双方の課題を解決するのは容易ではありません。こうした中、都市圏の課題の解決策を地方における課題に見出している自治体があります。

大阪府豊中市は、未就職者や転職希望者の中で就農を希望する者に農業のインターンシップを実施（説明会の開催等）し、豊中市からの依頼を受けた高知県土佐町は、受入れを行う事業者等を支援しています。地方創生の予算を活用した両自治体のこうした連携により、訓練付き就労の提供から雇用・移住に至るまでの包括的な支援が実施されています。



【就農説明会】



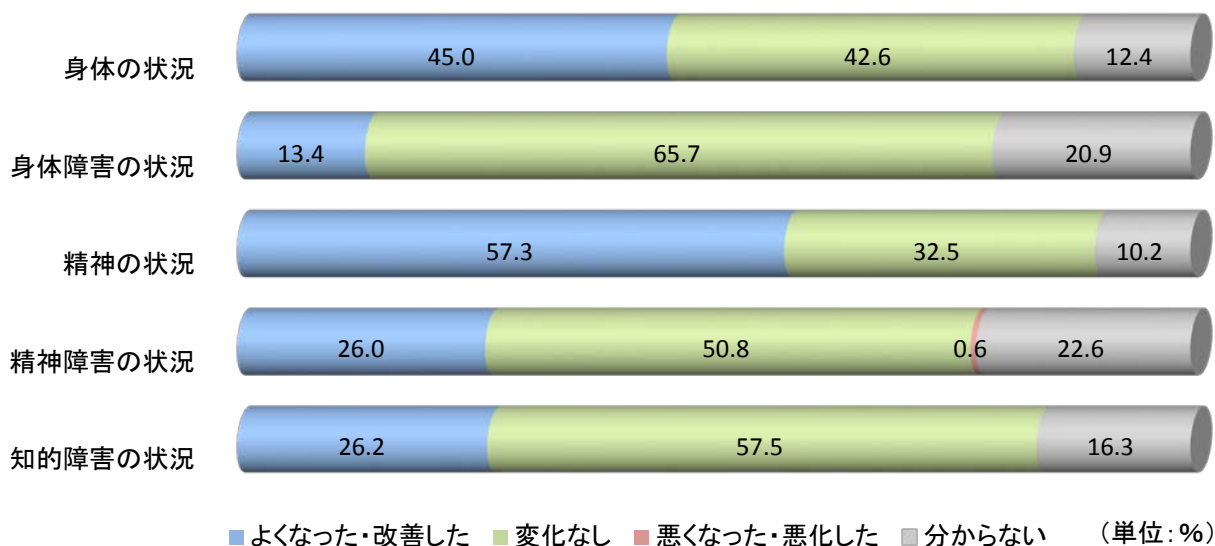
【ナスの収穫の様子】

問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局 保護課／地域福祉課 生活困窮者自立支援室

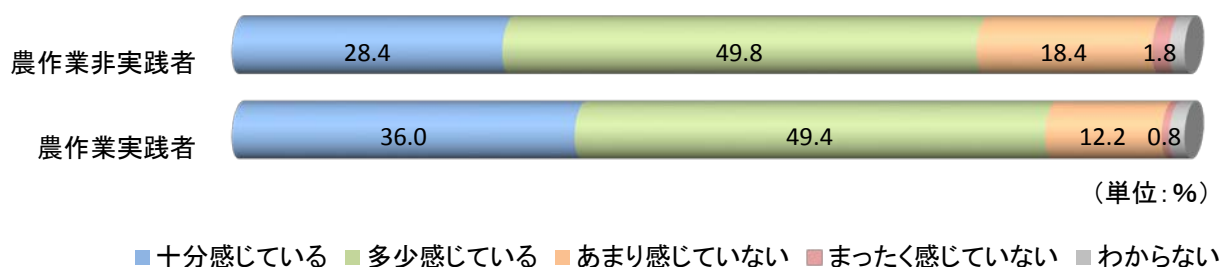
近年、福祉分野において、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果等が改めて評価されています。

○農業活動の効果について、障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査を実施した結果、45.0%が身体の様子が、57.3%が精神の様子がよくなった・改善したと回答しています。



出典:「農と福祉の連携についての調査研究報告」(特定非営利活動法人日本セルフセンター)  
注:障害者就労支援事業所を対象としたアンケート調査(平成25年度実施 回収数:832)

○市民農園等での農作業の効果について、高齢者を対象にアンケート調査を実施した結果、農作業をしている者は農作業をしていない者に比べ、生きがい(喜びや楽しみ)を感じている人が多いという結果が得られました。



出典:「農作業と健康についてのエビデンス把握手法等調査報告書」(平成24年度農林水産省委託調査)  
注:全国の60~69歳の男女を対象。回収数:農作業実践者500人、非実践者500人。

農業に従事している人を「百姓(百匠)」と呼ぶ場合があります。「姓」には広い言葉で「仕事、職業」の意味があります。このことから、百姓とは百の仕事ができる人という意味で、農業に従事する人を尊敬した表現という解釈がされています。

農業者の視点で農作業の内容をみると耕起、種まき、施肥、生育管理、病害虫防除、除草、収穫、出荷調整など、おおよそ8つの作業に分類され、これらの作業をこなす**農業者は農作物を育てる『匠』**といえます。

しかし、種まき一つをとってみても、①鉢を準備 ②土を準備 ③鉢に土を入れる ④種をまく ⑤水をやるといった細かな作業が積み上がって成り立っています。

### 障害特性を活かした農作業の実施

- ◆ 農業は作業の種類が多く、作業の内容も異なることから、**障害者一人ですべての農作業をするのは困難。**
- ◆ しかし、**農作業を切り分け、複数の障害者が一つのチームとなって、能力に応じてそれぞれが得意な作業を行うことで農作業も可能となります。**
- ◆ 更に、**農作業をマニュアル化したり、農作業・農器具を工夫することで、障害者ができる農作業の範囲は拡大します。**



# 問い合わせ先一覧

## 農業分野における障害者就労の促進ネットワーク(協議会)

- 農業分野における障害者就労を促進するため、行政、福祉、農業等の関係者で構成するネットワーク(協議会)を、地方農政局等の単位で設立しています。
- 全国で展開する優良事例の紹介や、関係者が集うセミナーの開催等を行っていますので、気軽にお問い合わせください。

### 農業分野における障害者の就労促進

(全体のお問い合わせ)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

事務局: 農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL: 03-3502-5948

### 北海道地域の農福連携推進ネットワーク

(対象地域: 北海道)

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/kikaku/syougai/index.html>

事務局: 北海道農政事務所企画調整室 TEL: 011-330-8801(内線211,212,213)

### 東北地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

[http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/syurou/network/syurou\\_net.html](http://www.maff.go.jp/tohoku/nouson/syurou/network/syurou_net.html)

事務局: 東北農政局農村振興部農村計画課 TEL: 022-263-1111(内線4125,4065)

### 関東ブロック障害者就農促進協議会

(対象地域: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)

<http://www.maff.go.jp/kanto/keiei/keiei/shougai/indxt.html>

事務局: 関東農政局農村振興部農村計画課 TEL: 048-600-0600(内線3402,3407)

### 北陸障がい者就農促進ネットワーク

(対象地域: 新潟県、富山県、石川県、福井県)

<http://www.maff.go.jp/hokuriku/keiei/challenge.html>

事務局: 北陸農政局農村振興部農村計画課 TEL: 076-263-2161(内線3425)

### 東海地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク

(対象地域: 岐阜県、愛知県、三重県)

<http://www.maff.go.jp/tokai/noson/keikaku/shogai/index.html>

事務局: 東海農政局農村振興部農村計画課 TEL: 052-201-7271(内線2514,2519)

### 近畿ブロック「農業と福祉の連携による就労・雇用促進ネットワーク」

(対象地域: 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

<http://www.maff.go.jp/kinki/keiei/sien/nouhuku/nouhuku.html>

事務局: 近畿農政局農村振興部農村計画課 TEL: 075-451-9161(内線2415,2423)

### 中国四国農業の障がい者雇用促進情報ネットワーク

(対象地域: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/index.html>

事務局: 中国四国農政局農村振興部農村計画課 TEL: 086-224-4511(内線2522,2521)

### 九州地域農福連携促進ネットワーク

(対象地域: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

[http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/noufuku/noufuku\\_top.html](http://www.maff.go.jp/kyusyu/keikaku/noufuku/noufuku_top.html)

事務局: 九州農政局農村振興部農村計画課 TEL: 096-211-9111(内線4616,4611)

### 沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク

(対象地域: 沖縄県)

<http://www.ogb.go.jp/nousui/nousin/016729.html>

事務局: 沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 TEL: 098-866-0031(内線83326,83336)

農業と福祉がつながって、日本を元気に！

